

## 船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委 員 佐藤 雄 二（部会長）  
 委 員 田 村 兼 吉  
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年12月15日 07時30分ごろ～09時00分ごろの間）
発生場所	不明（大分県国東市国東港田深地区から田深地区東方沖）
事故の概要	漁船輝漁丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	平成29年12月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 輝漁丸、2.4トン OT3-27925（漁船登録番号）、個人所有 8.20m（Lr）×2.79m×0.70m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和63年11月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 82歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年8月15日 免許証交付日 平成25年6月11日 （平成30年9月15日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約15℃
事故の経過	船長（以下「本件船長」という。）は、平成29年12月15日07時30分ごろ自宅を出て、国東港田深地区の定係地に向かった。 本船は、本件船長が1人で乗り組み、国東港田深地区を出港して同地区東方沖の漁場で、たこ壺の延縄漁の操業を始めた。 本件船長は、仕掛けたたこ壺の延縄の一延（長さ約50m）を引き上げたのち、沖に向かい一本釣り漁を行うこととしていた。 僚船の船長は、田深地区東方沖で潜水漁中、09時00分ごろ、国東港田深沖防波堤東灯台から100°（真方位、以下同じ。）330m付近の防波堤消波ブロック付近に主機を中立運転としていた無人の本船を見付け、漁協担当者に連絡するとともに、本船を田深地区にえ

	<p>い航した。</p> <p>漁協担当者は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>海上保安庁は、直ちに巡視艇を現地に派遣し、水難救済会所属の漁船数隻と共に搜索を開始した。</p> <p>水難救済会所属の1隻の漁船の船長は、09時45分ごろ、国東市平床漁港東方沖の国東港田深沖防波堤東灯台から165° 2,700m付近で、仰向けで漂流していた本件船長を発見し、同漁港岸壁に運んだ。</p> <p>本件船長は、救急車で病院に搬送されて死亡が確認され、溺死と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、船首部を消波ブロックで擦った擦過傷が生じていたが、他船と衝突したような痕跡が認められなかった。</p> <p>本船が無人で発見された時、船内に一延のたこ壺の延縄が引き上げられており、操舵室前方下の台の上に防水型の携帯電話が残されていたが、船内に救命胴衣は認められなかった。</p> <p>本件船長は、ふだん、操業中にカッパ及び胴長を着用していたが、発見された時、救命胴衣及びカッパ等を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本件船長は、07時30分ごろ自宅を出たのを確認された後、09時00分ごろ本船が田深地区東方沖の防波堤消波ブロック付近で無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、落水して溺死したものと考えられるが、船長が本事故で死亡しているの で、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、操業中、本件船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 甲板上で漁ろうに従事するときは、救命胴衣を着用すること。</li> <li>・ 操業中も防水型の携帯電話を身に付けておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

